

『八王子市こども家庭センター』 設置条例制定について

子ども家庭部子ども家庭支援センター

1 目的

令和4年の児童福祉法の改正において「こども家庭センター」の設置が努力義務化された。

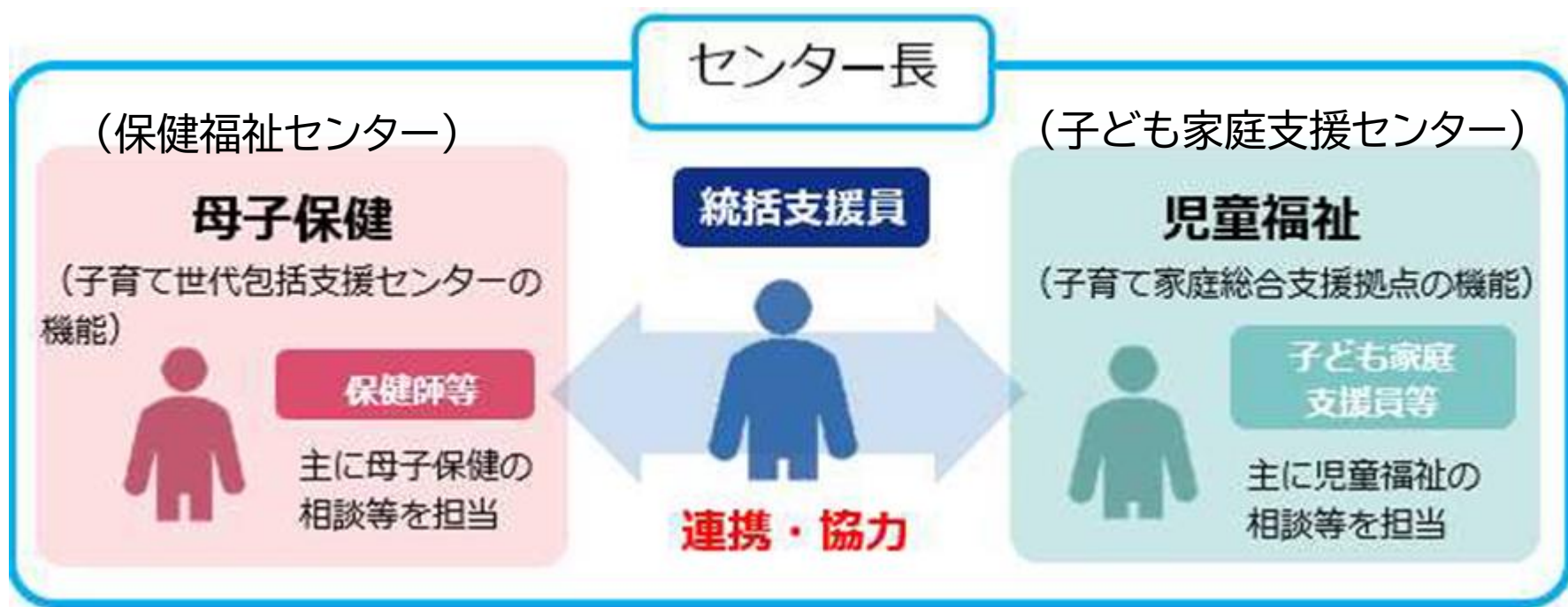
これまで「こども家庭センター」の設置に向け、母子保健と児童福祉の担当圏域の統一や施設整備を行ってきた。

「こども家庭センター」設置準備が整ったことから、八王子市子ども家庭支援センター条例を廃止し、新たに令和7年4月1日施行とした「八王子市こども家庭センター条例」を制定する。

【参考】「こども家庭センター」とは

児童福祉法等の一部改正(令和6年4月1日施行)

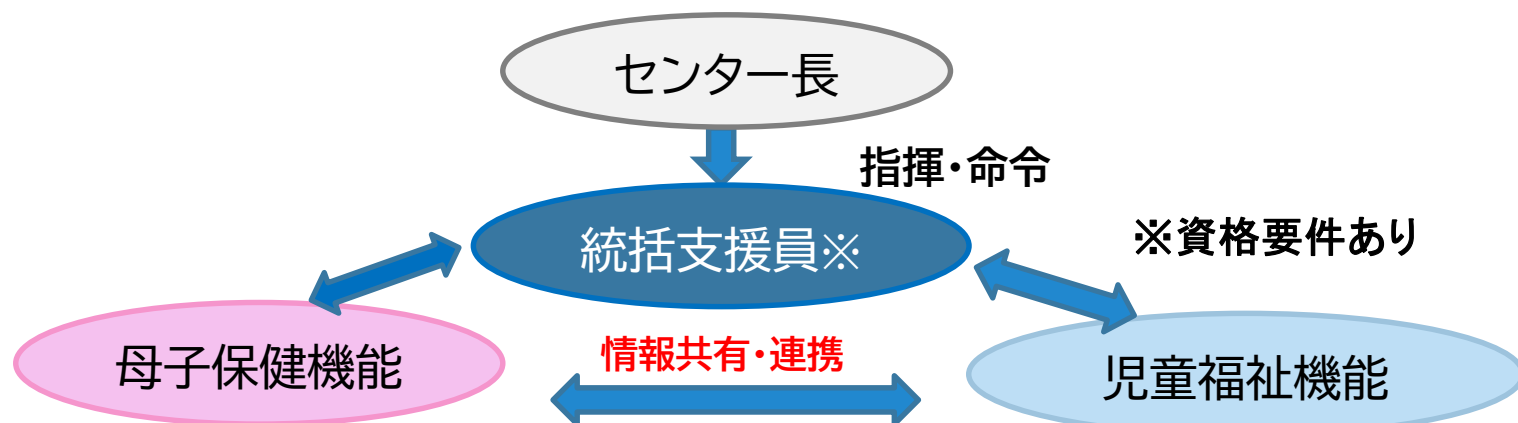
全ての妊産婦・子育て世帯を対象に、児童福祉と母子保健が一体的支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」の設置が努力義務化。



【参考】 こども家庭センター設置の必須条件

※「こども家庭センターガイドライン」より抜粋

1. 母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能の一体的な運営を行う
2. 組織全体のマネジメントを行う責任者（センター長）をセンター1か所あたり1名配置する
3. 双方の業務について十分な知識を有し俯瞰して判断することの出来る統括支援員をセンター1か所あたり1名配置
4. 児童福祉法第10条の2 第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行う
5. 施設の名称はセンター又はこれに類する自治体独自の統一的名称を称する



2 制定する主な条例内容

- (1) 「こども家庭センター」の設置場所
- (2) 「こども家庭センター」で行う業務
- (3) こども家庭センター事業の対象者
- (4) 子ども家庭支援ネットワークに関すること
- (5) こども家庭センター運営協議会の設置に関すること

2 制定する主な条例内容

(1)こども家庭センターの設置場所

令和6年8月現在



こども家庭センターの
設置場所



2 制定する主な条例内容

(2)こども家庭センター業務内容

	設置場所	業務内容	現行 子ども家庭支援センター
八王子市こども家庭センター	こども家庭センター 大横	(母子保健に関すること) ア 妊産婦及び乳幼児の健康保持・ 増進に関する包括的な支援事業	地域子ども家庭支援センター 石川
	こども家庭センター 東浅川	(児童福祉に関する業務) イ 子どもと子育て家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援事業	地域子ども家庭支援センター 東浅川
	こども家庭センター 南大沢		地域子ども家庭支援センター 南大沢
	企画調整部門	・地域における体制づくり ・要保護児童対策地域協議会事務 ・児童虐待の防止に関すること ・親子つどいの広場に関すること ・家庭支援事業に関すること ・地域において在宅サービスを担う養育家庭の拡充に関すること	子ども家庭支援センター

2 制定する主な条例内容

(3) こども家庭センター事業の対象者

ア) 妊産婦及び子どもと家庭

イ) 子どもと家庭の支援に係る活動を行い又は行おうとする者

(4) 子ども家庭支援ネットワークに関すること

ア) 八王子市子ども家庭支援ネットワーク(以下「支援ネットワーク」という)を組織し、相互の連携の確保に努める。

イ) 支援ネットワークを児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会とする。

またこども家庭センターを要保護児童対策調整機関とする。

2 制定する主な条例内容

(5) こども家庭センター運営協議会の設置に関すること

ア) 八王子市こども家庭センター運営協議会を置く。

イ) 運営協議会は、公募による市民、学識経験を有する者、保健医療関係団体の代表者※、子どもと家庭に係る支援を行う民間団体の代表者、関係機関の職員及び市の職員をもって組織する。

運営協議会の組織及び運営に必要な事項は、市規則で定め

※保健医療関係団体の代表

医師会、歯科医師会、助産師会を想定

3 こども家庭センター設置による効果

- 母子保健によるポピュレーションアプローチを活用し、早期からの予防支援に繋ぐことができる。
- 早期の予防的支援より虐待予防と重篤ケースの減少が期待できる。
- 多職種による多角的な視点でのアセスメントが可能になり支援の幅が広がる。
- サポートプランを活用した、支援機関との切れ目のない連携強化ができる。

上流対策を強化することで、下流対策が必要となる方を減らすことにつながる。



上流対策＝発生予防

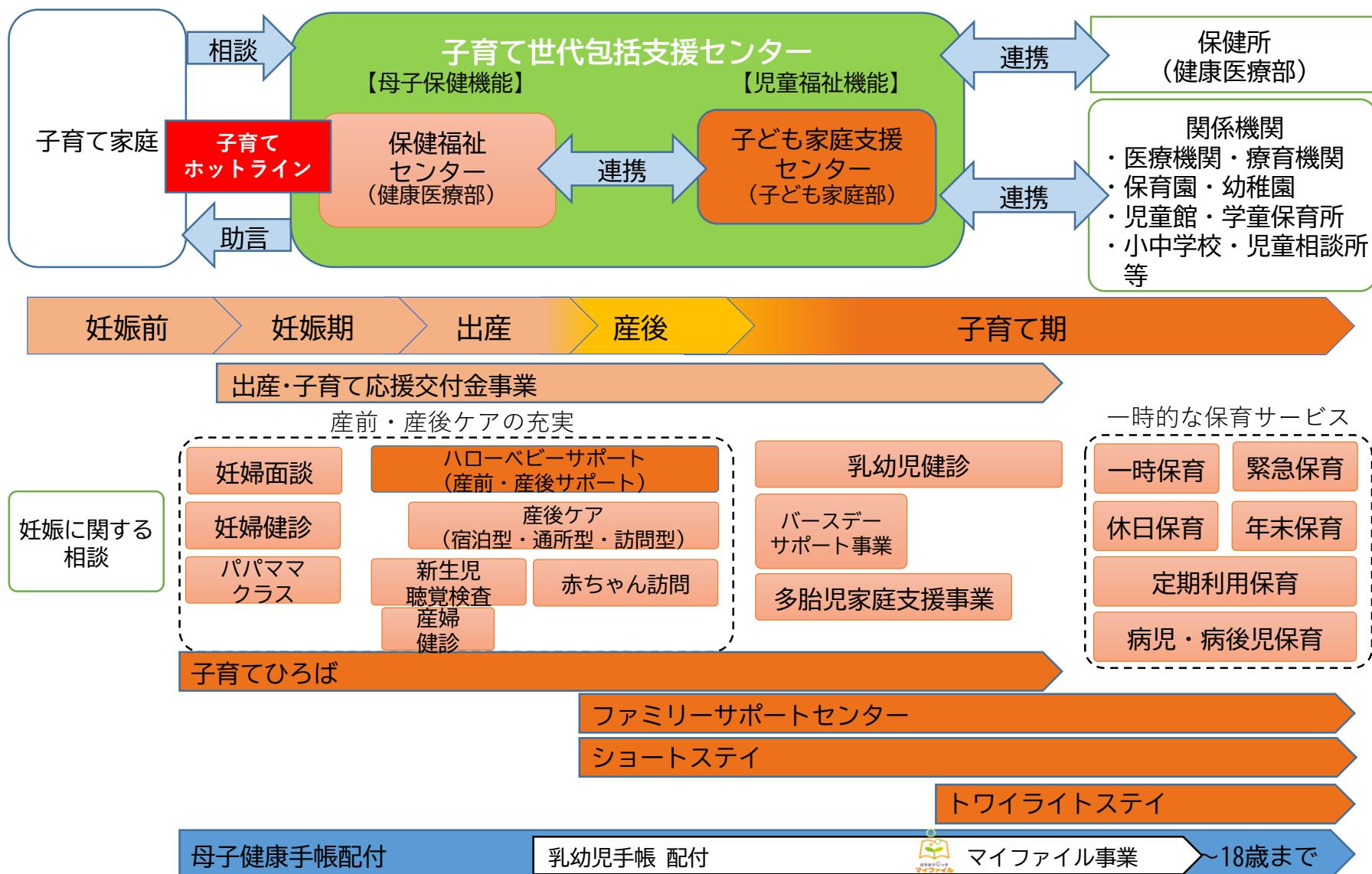
- ▶ 「気になるレベル」での適切な支援の開始
- ▶ 妊娠期からの切れ目のない一貫した支援体制の強化

下流対策

(ハイリスクアプローチ)

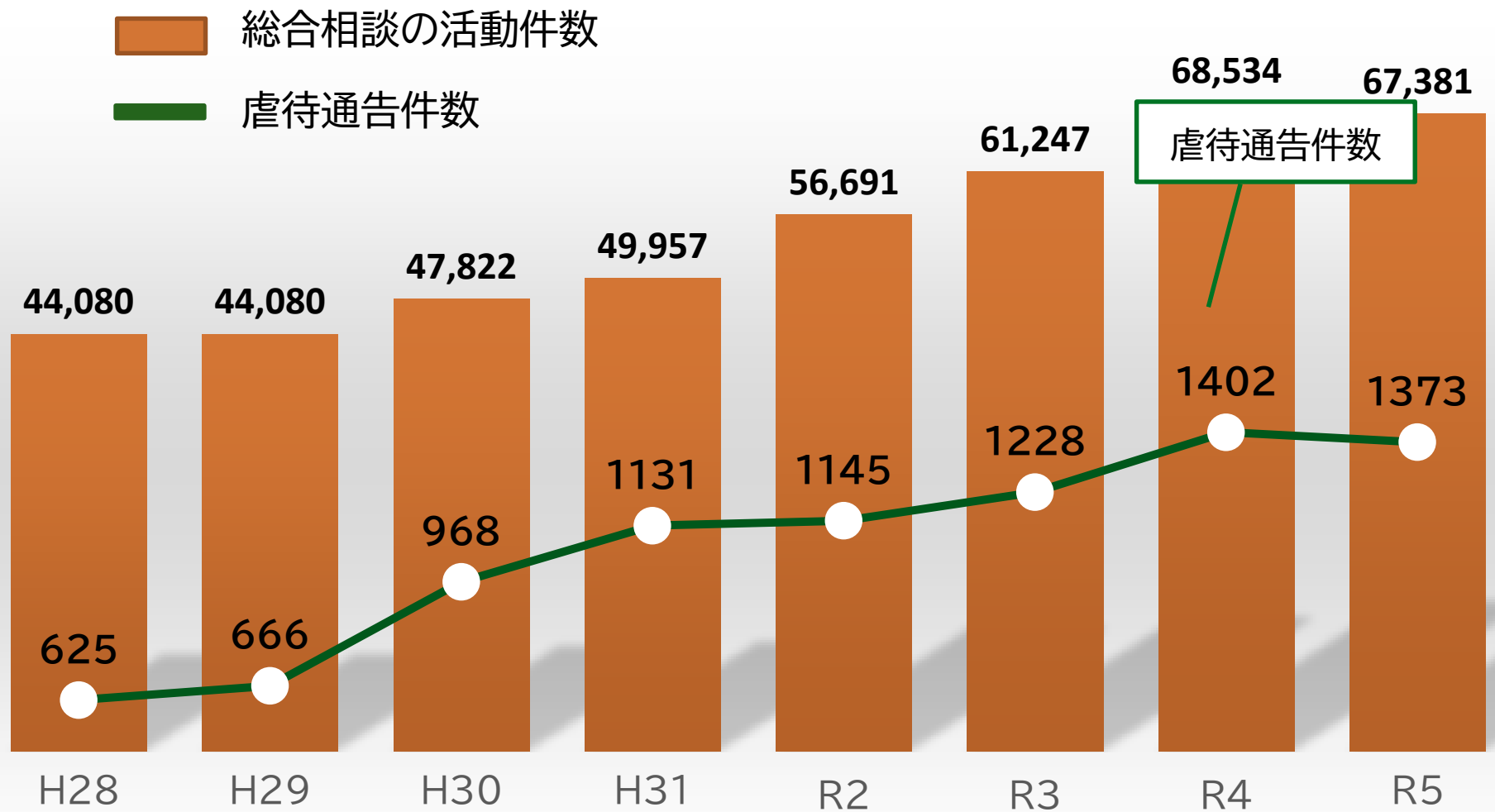
- ▶ 虐待による心身影響防止
- ▶ 措置・援助・専門相談

【参考】八王子版ネウボラの取組み



【参考】本市の児童虐待通告の現状 ①通告件数の推移

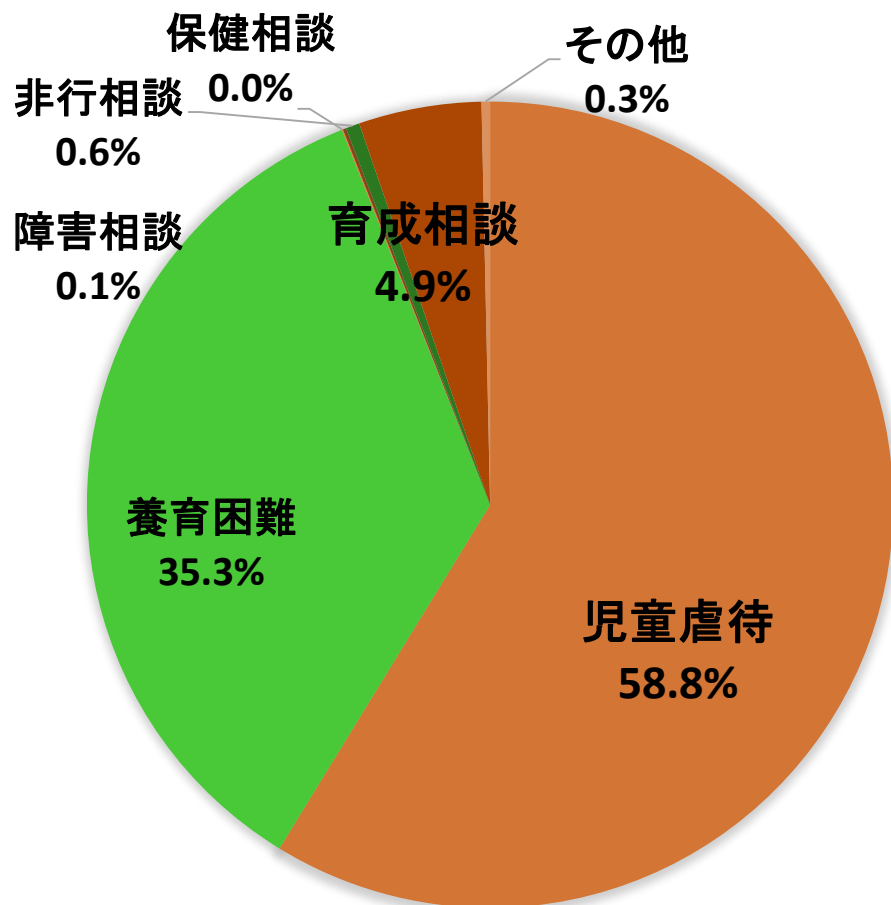
総合相談の活動件数と虐待通告件数の推移



【参考】本市の児童虐待通告の現状 ②相談状況の内訳

【令和5年度 新規相談内容内訳】

新規相談件数2,337件/年



【令和5年度 相談内容の年齢割合】

